



## 《会計・税務の知識》

## 社会医療法人とは

ここ数年、産婦人科や小児科の医者不足やへき地医療の担い手不足を伝えるニュースが後を絶えません。そんな中、平成19年の第五次医療法改正により新たに設立が可能となった社会医療法人に注目が集まっています。

この改正は、へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として認定し、税制や業務範囲での優遇措置を設けることでこれら医療の担い手を増やそうという趣旨によるものです。

今回はこの社会医療法人に着目してみます。

## 1. 社会医療法人になるためには

## (1) 社会医療法人の認定要件

社会医療法人として都道府県知事の認定を受けるためには、次に掲げる4つの要件を満たす必要があります(医療法42の2)。

- ① 各役員とその一定の親族が、役員の総数の1/3を超えていない
- ② 救急医療等確保事業の実施
- ③ 救急医療等確保事業に係る業務について公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合
- ④ 解散時の残余財産を国等に帰属させる旨を定款または寄附行為に定める

この中でも②救急医療等確保事業の実施要件が最も重要な要件とされています。

## (2) 救急医療等確保事業の実施要件

救急医療等確保事業には次の事業が含まれます(医療法30の4②五)。

- 救急医療
- 災害時における医療
- へき地の医療
- 周産期医療
- 小児医療(小児救急医療を含む。)
- 上記の他、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

それぞれの業務を行うために必要な構造設備や体制の整備の他、過去の実績が求められます。

例えば、救急医療の場合では、初診料の件数に占める時間外等加算の件数が20%以上であること、または、夜間・休日救急車受入件数が年750件以上であること等の要件を満たすことが要求されます。

これら要件は社会医療法人として認定された後で

も継続的に満たし続ける必要があります。

## 2. 社会医療法人のメリット

社会医療法人として認定された場合には、法人税法上公益法人等とされ税制上の優遇を受けるメリットの他、収益業務が実施可能であることや社会医療法人債の発行が可能となることが挙げられます。

## (1) 収益業務

社会医療法人は開設する病院等の業務に支障のない限り、収益業務を行うことができます(医療法42の2①)。収益業務の範囲を定める厚生労働省の告示では、日本標準産業分類に定めるもののうち一定の業務が列挙されています。これによると、医療とは関係なさそうな農業や漁業などを行うことができるとされている一方、鉱業・採石業や金融業は対象外とされているようです。

社会医療法人が収益業務を行う場合には、本来の業務等に関する会計とは区分し、特別の会計として経理しなければなりません(医療法42の2③)。

## (2) 社会医療法人債

へき地医療や小児救急医療など救急医療等確保事業の役割を担う社会医療法人の経営基盤の安定化を図る目的から、これまでの間接金融による資金調達その他、社会医療法人債(公募債)の発行による資金調達が認められました(医療法54の2①)。

社会医療法人が社会医療法人債を発行した場合、その社会医療法人債の発行収入金に相当する金額を収益業務に係る特別会計に繰り入れてはならないこととなっています(医療法54の2②)。

## 3. 社会医療法人の現況

厚生労働省が公表している医療法人の推移によると、平成21年3月末時点では、社会医療法人の数は36法人であり、医療法人全体(45,396法人)の中での重要性はまだまだ低い状況です。

この公表データによると都道府県別では、最も多いのが大阪府で7法人、次いで北海道4法人、島根県3法人と続いています。

一方、首都圏での採用例はほとんどない状況となっています。

(担当：山根 朋洋)